

令和8年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格審査申請要領

大和高田市 総務部契約監理課

令和8年度に大和高田市が発注する建設工事、測量・コンサルタント業務等の入札又は随意契約における見積徴取等に参加するための資格審査申請書は、次の要領で書類を提出してください。

※大和高田市様式により申請願います。【本市様式は本市ホームページに掲載】

今回は、市内業者の更新（令和8・9年度の2年間有効の定期受付）の年です。市外業者は、1年間（令和8年度）有効の追加受付となります。（令和7年2月に受付された市外業者は、今回提出不要です。）

なお、申請業種は、建設工事については市内・市外業者とも2業種とし、測量・コンサルタント業務等については市内業者に限り2業種とします。

1. 受付対象者

建設工事

建設業法第3条第1項に規定する建設業者（申請工事種別に対応した建設業許可所持）で、かつ、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効期間内のもの）を受けているもの

測量・コンサルタント等

- (1) 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- (2) 測量業者（測量法による登録業者）
- (3) 建築設計業者（建築土法による登録業者）
- (4) 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- (5) 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- (6) その他 { (1) ~ (5) 以外で調査業務等について営業する者 }

＜欠格要件＞（次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができません。）

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ないもの。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者
- (3) 国税及び地方税を滞納している等の経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員等がその属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するとき。

2. 受付業種

建設工事と測量・コンサルタント業務の重複登録及び有効年度内での業種変更・追加は不可とします。

ただし、建設工事と[市内] 測量・コンサルタント業務等において1業種しか登録していない業者に関しては1業種の追加、[市外]測量・コンサルタント業務等の業務内部門の追加は認めます。

※追加に関しては、変更申請を受付けた年度の翌年度より有効となります。

建設工事

工事種別の中から2業種

測量・コンサルタント等

市内業者 業務種別の中から2業種

市外業者 希望される業務を選択して下さい。

※「許可部門」欄は、登録規程に基づく登録を受けているものについて、○をつけて下さい。

3. 申請方法 持参又は郵送

※郵送する際は封筒の表面に「入札参加資格申請書在中」と朱書きで記入して下さい。また、提出書類確認後に受領書を送付しますので、110円以上の切手の貼った返信用封筒を同封して下さい。郵送方法については普通郵便による郵送も可能ですが、郵便物の不着があった際に確認する術がなく責任を負いかねますので、一般書留、簡易書留、特定記録、レターパック等の郵送記録の残る方法での郵送を推奨しております。

4. 受付期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月20日（金）まで

（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※持参の場合の受付時間は午前9時～正午、午後1時～4時とし、郵送の場合は令和8年2月20日（金）までの消印有効とします。

※持参・郵送ともに上記期間のみの受付となり、期間外の申請は受付しません。

※提出された書類に不備があった場合に、再度書類の提出を求めることがありますので、期間に余裕のある申請を推奨しております。

5. 受付場所 〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

（送付先） 大和高田市役所 総務部 契約監理課（市役所3階）

TEL0745-22-1101 内線3270・3281

6. 有効期間 市内業者（定期受付） 令和8・9年度の2年間

市外業者（追加受付） 令和8年度の1年間

※下記に該当するものは市外業者と同じ有効期間となり、「7. 提出書類」についても市外業者を参照して下さい。

法人の場合…本市の区域外に本店を有し、本市の区域内に本店以外の事務所を有する者
個人の場合…代表者の住民票は市外にあるが、本市の区域内に事務所を有する者

7. 提出書類

各証明書及び謄本（写しの場合はその原本の発行日）は、発行日3ヶ月以内のものを提出して下さい。※●は対象者のみ提出

市内業者

建設工事

提出書類は様式【市内】(建)①から順番に重ね、クリアファイル(A4判・透明)に入れて提出して下さい。

- クリアファイル (A4判・透明)
- 申請書 (市様式【市内】(建)①)
- 暴力団排除に関する誓約書 (指定様式)
- 印鑑証明書 (写し可)
- 使用印鑑届 (市様式③)
- 法人の場合—履歴事項全部証明書 (写し可)
- 個人の場合—身元(身分)証明書 (写し可)
- 経営規模等評価結果通知書 (写し)

※有効期間内の直近のもの。更新中の場合は更新手続き中であることが分かる書類等の写しも添付すること。また、「その他の審査項目(社会性等)」欄において「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」加入の有無が『無』の場合で通知書発行後に保険料を納めている場合は、直近の標準報酬決定通知書、領収証書又は納入証明書等の写しも添付すること。

- 建設業許可通知書 (建設業許可証明書) (写し)

※更新中の場合は受付印を押した申請書の表紙の写しも添付すること。また、記載事項に変更がある場合は許可の変更届の写しも添付すること。

- 技術職員名簿 (経営規模等評価申請書類の写し)

- 工事経歴書 (市様式【市内】(建)⑤)【同等様式可】(直近の経審用可・直近2年度分)

- 大和高田市税に滞納がない証明書 (写し可) (直近1年度分)【完納証明書】

法人の場合—法人の市税に滞納がない証明書 (法人市民税、固定資産税・都市計画税)

個人の場合—市税に滞納がない証明書 (市民税が非課税の場合は非課税証明を提出)

※大和高田市税の完納証明書は、市収納対策課にて発行いたします。非課税証明書の発行は市税務課となります。

- 所得税又は法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明書 (写し可)

(国税通則法施行規則別紙第9号書式：個人は(その3の2)、法人は(その3の3))

※免税業者であっても必要

- 誓約書 (市様式)

※大和高田市に建設工事等で初めて参加資格審査申請をされる場合又は過去4ヵ年度以上登録がなく、今回改めて参加資格審査申請をされる場合

- 大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書

- 切手を貼った受領書返信用封筒

※郵送での提出の場合

測量・コンサルタント等

提出書類は様式【市内】(業)①から順番に重ね、クリアファイル(A4判・透明)に入れて提出して下さい。

- クリアファイル (A4判・透明)
- 申請書 (市様式【市内】(業)①、②)
- 暴力団排除に関する誓約書 (指定様式)

- 印鑑証明書（写し可）
- 使用印鑑届（市様式③）
- 法人の場合一履歴事項全部証明書（写し可）
- 個人の場合一身元（身分）証明書（写し可）
- 登録証明書（写し）

※本店所在地が記載されていること。

※更新中の場合は受付印を押した申請書の表紙の写しも添付すること。

- 現況報告書（写し）

※土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントでの登録を希望する場合

※地方整備局の受付印のある表紙及び営業所一覧のみで可

- 測量等実績調書（市様式【市内】（業）⑤）【同等様式可】

- 技術者経歴書（市様式【市内】（業）⑥）【同等様式可】

- 大和高田市税に滞納がない証明書（写し可）（直近1年度分）【完納証明書】

法人の場合一法人の市税に滞納がない証明書（法人市民税、固定資産税・都市計画税）

個人の場合一市税に滞納がない証明書（市県民税が非課税の場合は非課税証明を添付）

※大和高田市税の完納証明書は、市収納対策課にて発行いたします。非課税証明書の発行は市税務課となります。

- 所得税又は法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明書（写し可）

（国税通則法施行規則別紙第9号書式：個人は（その3の2）、法人は（その3の3））

※免税業者であっても必要

- 社会保険加入証明書（健康保険、厚生年金保険適用事業所関係事項確認書）（写し可）又はその他保険完納証明書（写し可）

※社会保険適用事業所の場合

- 決算報告書等（写し）

法人（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書　直近のもの）

個人（直近の所得税確定申告書の写し）

青色申告の場合　①所得税確定申告書の写し、②青色申告決算書の写し

白色申告の場合　①所得税確定申告書の写し

- I S O認証取得を証するもの（写し）

※認証取得者のみ

- 誓約書（市様式）

※大和高田市に建設工事等で初めて参加資格審査申請をされる場合又は過去4ヵ年度以上登録がなく、今回改めて参加資格審査申請をされる場合

- 大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書

- 切手を貼った受領書返信用封筒

※郵送での提出の場合

市外業者

建設工事

提出書類は様式【市外】（建）①-1から順にA4判の紙ファイル（フラットファイル）に綴じて提出して下さい。また、提出ファイルの表紙と背表紙に社名を記入してください。

- フラットファイル（A4版）

- 申請書（市様式【市外】（建）①-1、①-2）

- 業態調書（市様式【市外】（建）②）
- 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）
- 印鑑証明書（写し可）
- 使用印鑑届（市様式③）又は委任状兼使用印鑑届（市様式④）
 - ※市様式④は支店長、営業所長等に契約に関する権限を委任する場合。（ただし、本店所在地が奈良県以外の法人に限り委任を認める。）
- 法人の場合一履歴事項全部証明書（写し可）
- 個人の場合一身元（身分）証明書（写し可）
- 経営規模等評価結果通知書（写し）
 - ※有効期間内の直近のもの。更新中の場合は更新手続き中であることが分かる書類等の写しを添付すること。また、「その他の審査項目（社会性等）」欄において「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」加入の有無が『無』の場合で通知書発行後に保険料を納めている場合は、直近の標準報酬決定通知書、領収証書又は納入証明書等の写しも添付すること。
- 建設業許可通知書（建設業許可証明書）（写し）
 - ※更新中の場合は受付印を押した申請書の表紙の写しも添付すること。また、記載事項に変更がある場合は許可の変更届の写しも添付すること。
- 委任する場合
 - 当該支店、営業所等（以下「委任先」という。）に関する所轄官庁に提出した書類の写し（以下のイ、ロ）
 - イ. 委任先の専任技術者の証明書（写し）（建設業法施行規則様式第8号）
 - ※建設業許可更新時に様式第8号の提出が不要な官庁にあっては、別紙4「専任技術者一覧表」及び様式第22号の2「変更届出書」での代用を可とする。
 - ロ. 委任先の専任技術者の資格者証（写し）
- 工事経歴書（市様式【市外】（建）⑤）【同等様式可】（直近の経審用可・直近2年度分）
 - ※希望工種に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 納税証明書（滞納のない証明）（写し可）
 - ※支店等に委任する場合は、本店及び委任先が納税義務者となっている証明書を提出
 - 法人の場合一・法人市町村民税又は法人都民税、固定資産税、都市計画税（ただし、課税されていない税目を除く。）
 - ・法人税と消費税及び地方消費税（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3））
 - ※免税業者であっても必要
 - 個人の場合一・市町村民税又は特別区民税、国民健康保険税、固定資産税、都市計画税（ただし、課税されていない税目を除く。）
 - ・所得税と消費税及び地方消費税（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2））
 - ※免税業者であっても必要
 - ※市町村民税又は特別区民税が非課税の場合は非課税証明を添付
- 誓約書（市様式）
 - ※太和高田市に建設工事等で初めて参加資格審査申請をされる場合又は過去4ヵ年度以上登録がなく、今回改めて参加資格審査申請をされる場合
- 大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書
- 切手を貼った受領書返信用封筒
 - ※郵送での提出の場合

測量・コンサルタント等

提出書類は様式【市外】(業)①-1から順に **A4判の紙ファイル(フラットファイル)** に綴じて提出して下さい。また、提出ファイルの表紙と背表紙に社名を記入してください。

○フラットファイル (A4版)

○申請書 (市様式【市外】(業)①-1、①-2、①-3)

○暴力団排除に関する誓約書 (指定様式)

○印鑑証明書 (写し)

○使用印鑑届 (市様式③) 又は委任状兼使用印鑑届 (市様式④)

※市様式⑤は支店長、営業所長等に契約に関する権限を委任する場合。(ただし、本店所在地が奈良県以外の法人に限り委任を認める。)

●法人の場合—履歴事項全部証明書 (写し)

●個人の場合—身元(身分)証明書 (写し)

○登録証明書 (写し)

※更新中の場合は受付印を押した申請書の表紙の写しも添付すること。

●現況報告書 (写し)

※土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントでの登録を希望する場合

※地方整備局の受付印のある表紙及び営業所一覧のみで可

○測量等実績調書 (市様式【市外】(業)⑤)【同等様式可】(直近2年度分)

○技術者経歴書 (市様式【市外】(業)⑥)【同等様式可】

※希望業種の関連する資格者を記載すること。

○納税証明書 (滞納のない証明) (写し可)

※支店等に委任する場合は、本店及び委任先が納税義務者となっている証明書を提出

法人の場合・法人市町村民税又は法人都民税、固定資産税、都市計画税 (ただし、課税されていない税目を除く。)

・法人税と消費税及び地方消費税 (国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3))

※免税業者であっても必要

個人の場合・市町村民税又は特別区民税、国民健康保険税、固定資産税、都市計画税 (ただし、課税されていない税目を除く。)

・所得税と消費税及び地方消費税 (国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2))

※免税業者であっても必要

※市町村民税又は特別区民税が非課税の場合は非課税証明を添付

●社会保険加入証明書 (健康保険、厚生年金保険適用事業所関係事項確認書) (写し可) 又はその他保険完納証明書 (写し可)

※社会保険適用事業所の場合

○決算報告書等 (写し)

法人 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 直近のもの)

個人 (直近の所得税確定申告書の写し)

青色申告の場合 ①所得税確定申告書の写し、②青色申告決算書の写し

白色申告の場合 ①所得税確定申告書の写し

●ISO認証取得を証するもの (写し)

※認証取得者のみ

●誓約書 (市様式)

※大和高田市に建設工事等で初めて参加資格審査申請をされる場合又は過去4カ年度以上登録がなく、今回改めて参加資格審査申請をされる場合

○大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書

●切手を貼った受領書返信用封筒

※郵送での提出の場合